

2017年4月24日

日本家庭紙工業会原産国表記に関する業界自主ガイドライン

日本家庭紙工業会

発行にあたって

家庭紙製品は過去から日用必需品として、消費者に使用されて来ており、日本工業規格（J I S）による基準も準拠し、各社独自の基準を設け商品設計を行い、市場に供給を行っている。近年、海外からの輸入商品も増加し、商品設計・生産状況等の不透明な部分から、日本国内消費者もその差別化及び情報の提供が求められても来ている。

原産国表記に関しては加工食品業界に於いては法律の拡大改正も行われ、外食産業はもとより、アパレル業界等々にも原産国表示は及んでおり、家庭紙業界に於いても、消費者に安心して購入頂ける為の情報提供の一環となると考え、日本家庭紙工業会として、原産国を表記するためのガイドラインを制定した。

1.目的

日本家庭紙工業会所属の企業に対して、消費者より産地の問合せの声が多数届いている。そこで、製品の表示に「日本製」を謳い、消費者に対し、衛生的でより安心・安全な製品である事をアピールし、消費者の疑問・疑念に応える事を目的とする。

日本の食品業界と同じように、ティシュペーパー、トイレットペーパーに代表される、肌に触れる事を目的とした製品の安全性をアピールして行く。

2.「日本家庭紙工業会日本製マーク」の定義

このマークの入った製品は、原紙の抄造から加工まで、日本で行った製品であることを示すものです。安心して安全な製品を求められるお客様の期待に応える、環境にも配慮した日本製品です。

日本家庭紙工業会の構成企業は、ティシュペーパー、トイレットペーパー、ペーパータオル等の衛生用紙製造メーカーです。設立から15年、日本家庭紙工業会各社は、製品の品質に対し責任を持って応えられる企業の集団です。

3.表示可能な条件

ティシュペーパー、トイレットペーパー、ペーパータオル等の衛生用紙に関して日本家庭紙工業会に所属する家庭紙メーカーが生産する製品で、原紙の抄造から製品化加工まで日本国内で行った製品であること。

日本家庭紙工業会に属さないメーカーであっても、日本家庭紙工業会の会員より原紙の供給を受けている加工メーカーは、例会での承認を持って同様の表示を行う事が出来る。その際の使用者との取り決めは、別途定める。

4.日本製マークの表示位置

製品パッケージ表面の右上隅に付けることを基本とするが、各社の製品デザインとの兼ね合いもあり、各社の任意による表示も可能とする。【例：ティシュペーパーでは、5パックポリパッケージ、カートン単体の天面、側面、裏面、等。トイレットロール、ペーパータオルタイプのパッケージであれば天面、裏面、等。】

5.社会的課題への取組み

今や、ティシュペーパー、トイレットペーパーは、一般社会生活に直接関連する生活必需品であり、必要不可欠な製品と成っております。日本家庭紙工業会会員各社は、時代の要請に応えるべく、法令遵守はもとより、企業の社会的責任を常に意識した企業活動を続けております。

身近な事例では、東日本大震災を受け、経済産業省の指導のもと、緊急時における家庭紙業界供給継続計画を定め、災害時においても安定供給について考え行動を行っております。

6.経緯、歴史的背景

日本の戦後の家庭紙は「ちり紙」からスタートし、現在とは違い、物のない時代に古紙原料商が集荷した古紙を再利用して出発しました。その後の高度成長時代にティシュペーパーが登場しました。ちり紙は再生紙のトイレットペーパーに変わっていきましたが、その間に古紙の再生技術は消費者の皆様の要望に応える事で、世界に誇れる水準となっています。また、ティシュペーパーやトイレットペーパーの3分の1を占めるパルプ製品につきましても、森林資源の循環や確保に配慮した供給体制を構築しています。更に地球温暖化を防ぐ省エネルギーの技術や、煤煙、富栄養化の元となる汚濁水等の浄化度合いは省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等、国内の厳しい法令を順守する事で、我が国の環境をより良く保つ努力を続けています。

トイレットペーパーやティシュペーパーは、食品と同じく生活必需品であり国民においてなくてはならない製品です。湾岸戦争や東日本大震災の時には、国民の皆様が製品確保の行動に出たため、一時的ですが店頭から製品が姿を消した事をご存知の通りです。日本家庭紙工業会では、監督官庁である経済産業省の指導のもと「緊急時における家庭紙業界供給継続計画」を定め、連携して安定供給についても考え行動してまいりました。

こうした事は、一社だけでは出来る事ではなく、また国内メーカーでなければ本気で取り組み続ける事は出来ない事と考えます。

こうした、環境・安心安全を最大限考慮した品質・安定供給に対し、責任を持った考えを持ち行動する日本家庭紙工業会の認定する製品が、一目でわかる制度として出発致します。

附則

「日本製」マークの使用に関するルール

I マークの使用を可とするケース

1. 家庭紙工業会に所属するメーカーの表示のある製品は、全て可とし申請等も必要としない。（もちろん、抄紙・加工が日本国内という基本的条件は満たす）

- ①自社で製造している製品
- ②OEMで製造委託している製品
- ③PBとして製造委託され、かつメーカー表示のある製品

2. 家庭紙工業会に所属するメーカーが製造するが、メーカー表示のない商品（PBを想定）は、可とする。無条件に使用できるが、管理上申請を必要とする。

3. 家庭紙工業会に所属するメーカーが原紙を提供し、加工メーカーが最終商品に加工する製品は、可とする。原紙を提供するメーカーが表示の行われる製品を管理申請するとともに 使用に関する契約を結び、違反のないようにする。

II マークの使用を不可とするケース

1. 家庭紙工業会に所属しない国内メーカーの製品は、不可である。家庭紙工業会への入会を勧める。

2. 国内の加工メーカーが、家庭紙工業会に所属しないメーカー（国内外を問わず）から原紙を購入して製造した製品は、不可である。

III マークの使用が認められないケース

日本家庭紙工業会に所属するメーカーが、海外で原紙を生産し国内で加工した場合。

日本家庭紙工業会に所属するメーカーが、海外で生産した製品を国内に持ち込んだ場合。